

若者の就職・起業を応援します

韮崎市若者定住就職奨励金



韮崎市では、若者の移住・定住を促進するため、**就職または起業を目的に本市に転入される45歳未満の定住者に対し、定住就職奨励金を支給します。**

■対象要件等

- 転入日において45歳未満の方
- 市外に1年以上居住されていた方
- 転入日前60日から転入日以後、1年以内に就職（新卒者除く）または市内で起業された方
- 1年間就労された方

※ 韮崎市に定住する意欲がある方を対象としています。

※ その他、詳細については、産業観光課にお問い合わせください。

■奨励金の額 1人につき10万円

※ 就職または起業した日、もしくは転入日の最も遅い日（基準日）から起算して、1年が経過した日以降に支給します。

■必要書類

- 韮崎市若者定住就職奨励金支給申請書（第1号様式）

※ 産業観光課窓口でお受け取りになるか、韮崎市ホームページからダウンロードしてお使いください。

《就職した場合》

- 採用決定通知書
- 健康保険証の写し
- 雇用保険証の写し
- 在職証明書
- 前職確認書類（離職証明書・源泉徴収の写し・前職の給与明細書のいずれか）

《起業した場合》

- 韮崎市商工会加入書類
- 確定申告書等の写し
- 収支実績表

※ 基準日から1年が経過した以後60日以内に申請を行わないと、受給資格がなくなりますのでご注意ください。

■申請・お問い合わせ先

韮崎市産業観光課 商工観光担当

TEL 0551-22-1111（内線214・216）

